

# 会社員のためのコンプライアンス入門

## 第10版の法改正による変更点(2021年4月1日現在)

※下線の部分が変更箇所です。

### Unit 2 職場・社員とコンプライアンス

#### 2. 職場のコンプライアンス

##### ■p.27 上から11行目(奥付第10版第1刷から第4刷まで)

なお、法律が定める一定規模以下の中小事業主の割増賃金にかかる適用猶予は2023年4月1日に廃止となる予定です。

##### ■p.27 上から20行目(奥付第10版第1刷から第4刷まで)

特別条項付き三六協定を締結する場合でも、限度時間を超える時間外労働をできる限り短くするよう努めなければなりません。また、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、①時間外労働は年720時間以内、②時間外労働+休日労働は月100時間未満、2~6ヵ月平均80時間以内とする必要があり、③月45時間を超えることができるのは年6ヵ月までと制約があります。

#### 3. 人事とコンプライアンス

##### ■p.45 下から15行目(奥付第10版第1刷から第4刷まで)

1. 同じ企業で働く正社員とパートタイム労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けてはなりません。(中小企業は2021年4月1日から適用)

##### ■p.46 上から5行目(新規追加)(奥付第10版第1刷から第4刷まで)

7. パートタイム労働者から正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。(中小企業は2021年4月1日から適用)

#### 4. ハラスメント・差別とコンプライアンス

##### ■p.51 1行目(奥付第10版第1刷から第4刷まで)

さらに会社には、職場環境の維持に配慮する義務があり、これにはパワハラを防止する義務も含まれます。2020年6月からは職場におけるパワハラ防止のために、①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応、などの措置を講じることが義務付けられました。適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります。また、労働者がパワハラについての相談を行ったことなどを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが、禁止されました。(中小企業は2022年4月1日から適用)

#### 5. 多様な就労形態とコンプライアンス

##### ■p.61 1行目(奥付第10版第1刷から第4刷まで)

フレックスタイム制での総労働時間は3ヵ月以内の清算期間で調整します。

### Unit 4 日常業務とコンプライアンス

#### 2-2. 消費者契約法の基礎知識

##### ■p.102 上から11行目(奥付第10版第1刷から第4刷まで)

- ・不実の告知(重要事項について事実と異なることを告げる)
- ・断定的判断の提供(将来の不確実な事項について断定的な判断を提供する)
- ・不利益事実の故意による不告知(消費者の不利益になることを故意に告げない)
- ・過量の内容の契約(分量、回数または期間がその消費者の年齢や生活状況等にとっての通常の分量等を著しく超えるものであることを知った上で契約する)

##### ◇困惑

- ・不退去(消費者の住居などから退去しない)
- ・退去妨害(勧誘している場所などから消費者を退去させない)
- ・社会生活上の経験不足の不当な利用

①不安をあおる告知

②恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

- ・加齢等による判断力の低下の不当な利用
- ・靈感等による知見を用いた告知
- ・契約締結前に債務の内容を実施等

#### ■p.103 注釈

隠れた瑕疵

売買の対象物に存在する、引渡しの際に外観からは気がつかないような欠陥のこと。売主は、契約不適合責任の効果として、損害賠償の責任を負い、民法が定める取引内容に該当するときは、さらに契約を解除される不利益を負担する。

### 2-3. 商品・サービスの品質・安全性と表示

#### ■p.105 下から4行目（奥付第10版第1刷から第4刷まで）

JIS（日本産業規格）やJAS（日本農林規格）もこの分野の公的な基準といえましょう。

#### ■p.105 注釈（奥付第10版第1刷から第4刷まで）

JIS

Japanese Industrial Standardsの略。日本の産業製品に関する規格と品質表示を定めた基準。

JAS

Japanese Agricultural Standardsの略。農林物資の規格や測定法などを定めた基準。

#### ■p.109 上から3行目

「日本農林規格等に関する法律」（JAS法）

### 3. 公正競争とコンプライアンス

#### ■p.113 上から6行目

不法な利益を没収する趣旨で課徴金の納付を命じます。これらに対する課徴金は、算定基礎（売上金額や談合金等によって生じた不当利得）×算定額に、申請順位に応じた減免率と事業者の実態解明への協力度合い（事業者が自主的に提出した証拠の価値で算定額が決まる：「調査協力減算制度」）に応じた減算率を付加した金額となります。

図表「課徴金の算定額」を削除

#### ■p.115 下から4行目

制度があります。課徴金制度は、公正取引委員会の調査が始まる前に、1番目に報告・資料提出をすれば全額が免除となります。2番目は20%、3～5番目は10%、6番目以降は5%減額され、調査が始まった後であっても調査協力に応じれば減額されることになっています。それに加えて、協力度合いに応じた減算率の上乗せもあります。一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請が認められ、共同申請を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられます。

これにより、企業の経営者が…

### 6. 個人情報保護とコンプライアンス

#### ■p.145 上から2行目

◆ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

#### ■p.145 上から5行目

この命令に従わない者は 1年以下の懲役または100万円以下の罰金、ウソの報告をした者は 100万円以下の罰金 に処せられます。

#### ■p.145 上から9行目

また、企業や従業者（元従業者を含む）が業務に当たり取り扱った個人情報データベース等を、不正な利益を図る目

的に提供または盗用した場合はデータベース提供罪にあたり、企業が行った場合は1億円の罰金、従業員が行った場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されます。

## Unit 5 知的財産とコンプライアンス

### 3. 著作権とコンプライアンス

#### ■p.173 上から4行目（奥付第10版第1刷から第4刷まで）

著作権の保護期間は、個人の場合は原則として著作者の生存期間および死後70年まで、無名または周知ではない変名の著作物、および団体名義の著作物の著作権は、公表後70年までです。

#### ■p.175 上から11行目（奥付第10版第1刷から第4刷まで）

著作隣接権は行為（実演、発行、放送など）と同時に発生し、保護期間はその行為が行われた日の翌年から70年間です。

### 4. 商標権・意匠権・実用新案権とコンプライアンス

#### ■p.181 下から15行目（奥付第10版第1刷から第4刷まで）

意匠とは、物品の全部または一部の形状・模様・色彩、またはこれらの結合、建築物の形状等または画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいいます。物品に記録・表示されていない画像デザインや、不動産である建築物のデザイン、複数の物品、壁、床、天井等から構成される内装のデザインについても、意匠権で保護されます。

#### ■p.182 上から2行目（奥付第10版第1刷から第4刷まで）

意匠権の保護期間は出願日から25年です。